

筑紫女学園大学

平成 30 年度 再評価
評価報告書

平成 31 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

筑紫女学園大学

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、筑紫女学園大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

平成 28(2016)年度の認証評価において、基準項目 3-1「経営の規律と誠実性」、基準項目 3-2「理事会の機能」、基準項目 3-3「大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」及び基準項目 3-4「コミュニケーションとガバナンス」については、学校教育法及び関連規則等の改正に対応した学内規則の見直し・整備をしていないなど大学運営に係る重要な法令が遵守されておらず、また、大学の意思決定に係る権限と責任の明確性及び機能性が確保されていないことから基準項目を満たしていないとし、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていないとした。

しかしながら、この基準を満たしていないと判断した要因となる事項については 1 年以内に改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って最終的に判定することとし、大学の総合的な判断を保留とした。

平成 30(2018)年度に基準 3 の基準項目 3-1、3-2、3-3、3-4 について、平成 28(2016)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、大学は、指摘した内容を真摯に受止め、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

組織倫理に関する諸規則を整備し、それに基づく運営が行われている。「学園中期計画(筑女プラン 2017)」を定め、大学の使命・目的を実現するための継続的な努力がなされている。

「危機管理規則」を制定し危機管理体制を整備している。省エネルギーに取組み、環境への配慮を行うとともに、人権及びハラスメントに対しては規則を整備し、研修会を開催するなど意識の向上に努めている。教育情報及び財務などの経営情報は、大学のホームページ等に適切に公表されている。

評議員会に対する決算及び事業の実績の報告並びに意見聴取が会計年度終了後 2 か月以内に行われていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年度の決算及び事業の実績について、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の評議員会において私立学校法の定めを通り報告及び意見聴取が行われ、改善されたことが確認できた。

学長の職務等に関する学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に対応した学内規則が適切に定められていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に関係法令の改正に対応した学内規則等の見直し・整備が行われ、改善されたことが確認できた。

寄附行為の役員の任期に関する条項について、併設短期大学の廃止に伴う変更がなされていないことが、認証評価時に確認された。その後、文部科学省に対し寄附行為の変更認可申請を行い、平成 30(2018)年 2 月 5 日付で寄附行為の変更が認可され、改善されたことが確認できた。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督すると定め、法人の業務決定機関として位置付けている。

日常的な業務の意思決定を行うため、常勤の理事によって構成される常任理事会を設置し、一定の権限を委任して迅速な意思決定が行える体制を整備している。

理事会において決算及び事業の実績が会計年度終了後 2 か月以内に作成されていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 28(2016)年度の決算及び事業の実績について、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の理事会において審議・決定され、改善されたことが確認できた。

理事会における理事及び評議員の選任について、寄附行為の定め通りに運用されてい

ないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 6 日開催の理事会において寄附行為の定めを通り理事及び評議員の選任が行われ、改善されたことが確認できた。

「学長選任規程」に定める学長辞任の承認が理事会の審議・決定を経ずに行われていたことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 15 日開催の理事会において当該学長の平成 28(2016)年 7 月 31 日付辞任の承認について審議・決定され、改善されたことが確認できた。

「管理運営規則」に定める学長代行の指名が理事会の審議・決定を経ずに行われていたことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月 15 日開催の理事会において平成 28(2016)年 8 月 1 日付就任として当該学長代行の指名が審議・決定され、改善されたことが確認できた。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教学運営全般の基本的な重要事項を審議する機関として大学執行部会議、教育研究に関する事項の審議機関として教授会及び研究科委員会が設置されている。

学長がリーダーシップを発揮するため、学長を補佐する職として副学長及び事務長を置いている。

教授会に意見を聴くことが必要な教育研究に関する重要事項について学長が適切に定めていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する内規」を制定し、改善されたことが確認できた。

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 3 月に学生の懲戒手続きを定めた「学生懲戒規程」を制定し、改善されたことが確認できた。

学長辞任後、後任の学長が「学長選任規程」に従い速やかに選任されていないことが、認証評価時に確認された。その後、「学長選任規程」を廃止、新たに制定した「学長選任規則」及び寄附行為にのっとり、平成 29(2017)年 6 月 19 日に開催された理事会において学長が選任され、改善されたことが確認できた。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の各管理運営機関と各部門間の連携については、常任理事会、大学執行部会議及び学園事務局会議を定期的を開催することによりコミュニケーションを図り、意思決定の円滑化を目指している。

理事長及び学長がリーダーシップを発揮できる体制は各会議体を通じて整備され、教職員の提案をくみ上げる仕組みが整っている。

法令に定める決算等についての評議員会への報告・意見聴取、寄附行為に基づく理事・評議員の選任及び法令改正に対応した学内規則の整備等、法人の業務執行の状況を点検していないなど、監事の職務が適切に執行されていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 30(2018)年 6 月 1 日付けの組織改編において監査支援室を設置し、監事の補佐体制を整備したほか、監事 2 人による監事会の開催や監事監査計画に基づく監事監査の実施など、監事の職務が適切に執行されていることが確認できた。

寄附行為にのっとり評議員の欠員補充ができていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 5 月 26 日開催の理事会において欠員の選任が行われ、改善されたことが確認できた。

理事会及び評議員会の議事録が適時・適切に作成されていないことが、認証評価時に確認された。その後、理事会及び評議員会の議事録の作成については、概ね改善されていることが確認できた。

寄附行為にのっとり理事会議事録の署名押印が適切になされていないことが、認証評価時に確認された。その後、平成 29(2017)年 4 月 24 日開催の理事会以降、寄附行為の規定に従い運用され、改善されたことが確認できた。

